

千歳市契約事務暴力団排除要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千歳市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、市が発注する建設工事、建設工事に関する設計等、物品購入、物品賃貸借、業務委託等、不用物品の売払い等（以下「建設工事等」という。）の契約から暴力団員及び暴力団関係事業者を排除する措置（以下「排除措置」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 製造及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設工事に関する設計等 測量及び建設工事に関する調査・設計等をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。
- (6) 排除措置対象者 排除措置の対象とする者で、前2号のいずれかに該当する者をいう。
- (7) 発注者 市長又はその委任を受けて建設工事等を発注し、当該建設工事等に関する契約を締結する者をいう。
- (8) 登録業者 千歳市競争入札参加資格者名簿及び特定随意契約登録名簿等に登録された者をいう。
- (9) 下請負人等 下請負人（下請が数次あるときは、すべての下請負人を含む。）、再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び資材、原材料の購入契約その他当該契約に関するすべての契約の相手方をいう。
- (10) 道警察 北海道警察をいう。

(排除措置対象者の排除措置及び周知等)

第3条 市長は、登録業者が排除措置対象者であることが判明した場合は、暴力団等の排除に関する合意書第4条に基づき、速やかに道警察に通報するものとする。

- 2 市長は、道警察から排除要請を受けて排除措置対象者が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、同表に定める期間において、排除措置対象者を市が発注する建設工事等から排除措置を行うとともに、庁内に対し、速やかに周知するものとする。
- 3 前項の排除措置対象者が、その後事情変更により排除措置対象者に該当しなくなったと申出があった場合は、排除措置を解除することができる。
- 4 前項により排除措置の解除が行われた場合は、庁内に対し、速やかに周知するものとする。

(一般競争入札における参加制限及び入札後の排除)

第4条 発注者は、前条における排除措置対象者を一般競争入札に参加させないものとする。

2 発注者は、一般競争入札に参加させた者が、入札後から契約締結前までの間に排除措置対象者であることが判明した場合は、入札後から落札決定するまでの間に判明した場合にあっては当該入札を無効とし、落札決定後から仮契約又は契約締結をする前までの間に判明した場合にあっては当該落札決定を取消し、仮契約締結後に判明した場合にあっては当該仮契約を解除するものとする。

(指名競争入札における指名後の排除)

第5条 発注者は、指名競争入札において指名を受けたものが、入札前に排除措置対象者であることが判明した場合は、当該指名を取消すものとする。

2 前条第2項の規定は、指名競争入札に参加させた者が、入札後から契約締結前までの間に排除措置対象者であることが判明した場合について準用する。

(契約解除)

第6条 発注者は、建設工事等の契約の相手方が排除措置対象者であることが判明した場合は、当該契約を解除するものとする。ただし、特別な事由があると発注者が認めた場合は、この限りでない。

(随意契約からの排除)

第7条 発注者は、建設工事等の契約に係る随意契約を行うに当たり、排除措置対象者を契約の相手方(見積徴取を含む。)としないものとする。ただし、特別な事由があると発注者が認めた場合は、この限りでない。

(下請負人等からの排除)

第8条 発注者は、排除措置対象者を発注者が締結する契約に係る下請負人等とすることを認めてはならない。

2 発注者は、排除措置対象者を下請負人等としていた場合は、契約の相手方に対し、当該契約の解除を求めるものとする。

3 発注者は、契約の相手方が前項に規定する当該下請負人等との契約を解除せず、又は契約を解除させるための措置を講じない場合は、当該建設工事等の契約を解除するものとする。

(勧告等)

第9条 市長は、排除措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認める場合は、登録業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告又は注意喚起をすることができる。

(不当介入に対する措置)

第10条 発注者は、契約の相手方が契約履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、発注者への報告を求めるとともに、道警察に通報する等の必要な措置を講ずるよう義務付けるものとする。

2 発注者は、契約の相手方の下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた場合は、当該下請業者等に対し前項と同様の措置を行うよう、契約の相手方に指導を求めるものとする。

3 発注者は、契約の相手方又はその下請負人等が前2項の不当介入を受け、発注者への報告及び道警察に通報する等の必要な措置を講じたと認められる場合にあつて、履行遅滞等が発生する恐れがあると認める場合は、必要に応じて工期及び納期の延長等の措置を講ずるものとする。

(排除措置の解除)

第11条 市長は、排除措置対象者が次の各号のすべてに該当する場合は、排除措置を解除することができる。

- (1) 排除措置対象者の要件に、該当しなくなったこと。
- (2) 排除措置対象者から解除の申出があること。
- (3) 指名停止要綱に定める指名停止期間を経過していること。

2 市長は、前項の場合において、当該排除措置対象者に対して、条例第2条第1項、第2項及び第4項に該当する事実がないことを誓約する書面等の提出を求めることができる。

(共同企業体への準用)

第12条 第3条から前条までの規定は、排除措置対象者を構成員とする共同企業体について準用する。

(関係機関等との連携)

第13条 市長は、本要綱の運用に当たっては、登録業者、道警察及びその他関係する機関等と連携を図るものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

措置要件	期間
1 個人である登録業者及び法人である登録業者の役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が登録業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から24月。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。（以下、措置要件6の期間まで同じ。）
2 登録業者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から24月
3 登録業者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	当該認定をした日から12月
4 登録業者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から12月
5 登録業者及びその役員等がした下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記1から4までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約したと認められるとき。	当該認定をした日から12月
6 登録業者及びその役員等が、暴力団員から不当介入等を受けたときに行うべき市への報告及び市の指導に基づく警察への届出について、特別の事情もなく、その報告及び届出を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から12月